

構成委員の変更について

規約第 5 条の区分		所属・職名	氏名	備考
第 1 号	岸和田市長又はその指名する者	岸和田市まちづくり推進部 部長	(旧) 大井 伸一 (新) 吉田 政裕	
第 2 号	公共交通事業者又はその指名する者及びその組織する団体	タクシー岸和田会 (旧) 会長	(旧) 多和 洋祐 (新) 表木 渉	
		南海ウイングバス南部(株) 常務取締役 支配人	(旧) 秋元 克之 (新) 芥子 孝満	
第 4 号	道路管理者又はその指名する者	国土交通省 大阪国道事務所 南大阪維持出張所 所長	(旧) 酒井 亨 (新) 原 利恵子	
		大阪府 岸和田土木事務所 管理課 課長	(旧) 辻 久夫 (新) 勝藤 登	
第 5 号	公安委員会の長又はその指名する者	岸和田警察署 交通課 課長	(旧) 大仲 俊司 (新) 石田 弘治	
第 6 号	住民又は旅客	岸和田市老人クラブ連合会 理事	(旧) 西田 一雄 (新) 山中 敏彦	
		岸和田市身体障害者福祉会 (旧) 会長 (新) 副会長	(旧) 寺田 一男 (新) 藤浪 勝三	
第 8 号	大阪運輸支局長又はその指名する者	大阪運輸支局 首席運輸企画専門官(総務企画)	(旧) 稲沢 文啓 (新) 後藤 孝行	
		大阪運輸支局 首席運輸企画専門官(輸送)	(旧) 後藤 孝行 (新) 小森 成人	
第 9 号	関係行政機関の職員	国土交通省近畿地方整備局 建政部 都市整備課 課長	(旧) 横山 大輔 (新) 鈴木 豪	
		大阪府都市整備部 交通道路室 道路整備課 参事	(旧) 日田 哲也 (新) 梶川 正純	
第 10 号	その他岸和田市長が必要と認める者	岸和田市観光振興協会 (旧) 会長 (新) 事務局長	(旧) 土井 康司 (新) 小林 栄一	

(敬称略)

会議録（書面決議）

名 称	平成 31 年度 岸和田市地域公共交通協議会 幹事会										
提案日	平成 31 年 4 月 23 日（火）書面決議										
出席者 幹事 5 名 うち 出席 5 名	<table border="1"> <tr> <td>土佐</td><td>吉田</td><td>多和</td><td>秋元</td><td>梶川</td></tr> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table>	土佐	吉田	多和	秋元	梶川	○	○	○	○	○
土佐	吉田	多和	秋元	梶川							
○	○	○	○	○							
傍聴者	0 名										
<<概要>> ■議事 第 1 号議案 平成 30 年度 決算について 第 2 号議案 平成 31 年度 予算(案)について											
■会長より各幹事に対し提案 岸和田市地域公共交通協議会 幹事会規定第 5 条第 1 項に基づき書面による決議をするものです。 ご承認いただける場合は別紙「承認書」に署名、捺印の上、平成 31 年 5 月 17 日までにご提出いただきたく存じます。 第 1 号議案 平成 30 年度 決算について → 財務規程第 9 条第 1 項の規定により、承認を求める。 第 2 号議案 平成 31 年度 予算（案）について → 財務規程第 2 条第 2 項の規定により、承認を求める。 ■結果 吉田幹事：承認（平成 31 年 4 月 25 日付） 多和幹事：承認（平成 31 年 4 月 25 日付） 秋元幹事：承認（平成 31 年 4 月 25 日付） 梶川幹事：承認（令和元年 5 月 16 日付）											

第1号議案 平成30年度決算について

平成30年度 岸和田市地域公共交通協議会 決算

歳入決算額 146,040 円

歳出決算額 146,040 円

1. 歳入

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	差引	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	545,000	146,037	-398,963	岸和田市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	0	3	3	預金利子
歳入合計			545,000	146,040	-398,960	

2. 歳出

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	差引	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	545,000	146,040	-398,960	報償及び費用弁償
	2 事務費	1 事務費	0	0	0	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	0	0	0	
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	0	
歳出合計			545,000	146,040	-398,960	

歳入歳出決算額差引残高(翌年度繰越金)

146,040 円 - 146,040 円 = 0 円

監査報告書

平成30年度決算を監査したところ、収支計算書、その他の関係書類と係数が符合し、適正に執行されていることを認める。

平成31年3月31日

岸和田市地域公共交通協議会

監 事 吉 野 富

監 事 小 川 彰 晴

第2号議案 平成31年度予算(案)について

平成31年度 岸和田市地域公共交通協議会 予算(案)

歳入予算額 520,000 円

歳出予算額 520,000 円

1. 歳入

(単位: 円)

款	項	目	金 額	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	520,000	岸和田市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金		
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金		
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入		
歳入合計			520,000	

2. 歳出

(単位: 円)

款	項	目	金 額	備 考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	520,000	報償及び費用弁償 (11名×5回)
	2 事務費	1 事務費		
2 事業費	1 事業費	1 事業費		
3 予備費	1 予備費	1 予備費		
歳出合計			520,000	

これまで(H27～H30年度)の取組みについて

H27.11.2「岸和田市地域公共交通協議会」設立

平成27年度 協議会設立(2回)

交通まちづくりアクションプラン

【基本計画編】

策定に向けた検討・討議

平成28年度 協議会(4回実施)

交通まちづくりアクションプラン

【基本計画編】・【公共交通編】

策定に向けた検討・討議

平成29年度 協議会(5回実施)

交通まちづくりアクションプラン

【基本計画編】・【公共交通編】・【総合交通戦略編】

策定に向けた検討・討議

平成30年度 協議会(2回実施)

交通まちづくりアクションプラン

【公共交通編編】施策の実施

計画策定

「岸和田市地域公共交通網形成計画」

平成29年11月策定 国土交通大臣送付

計画策定

「岸和田市総合交通戦略」

平成31年2月18日 国土交通大臣認定

施策実施

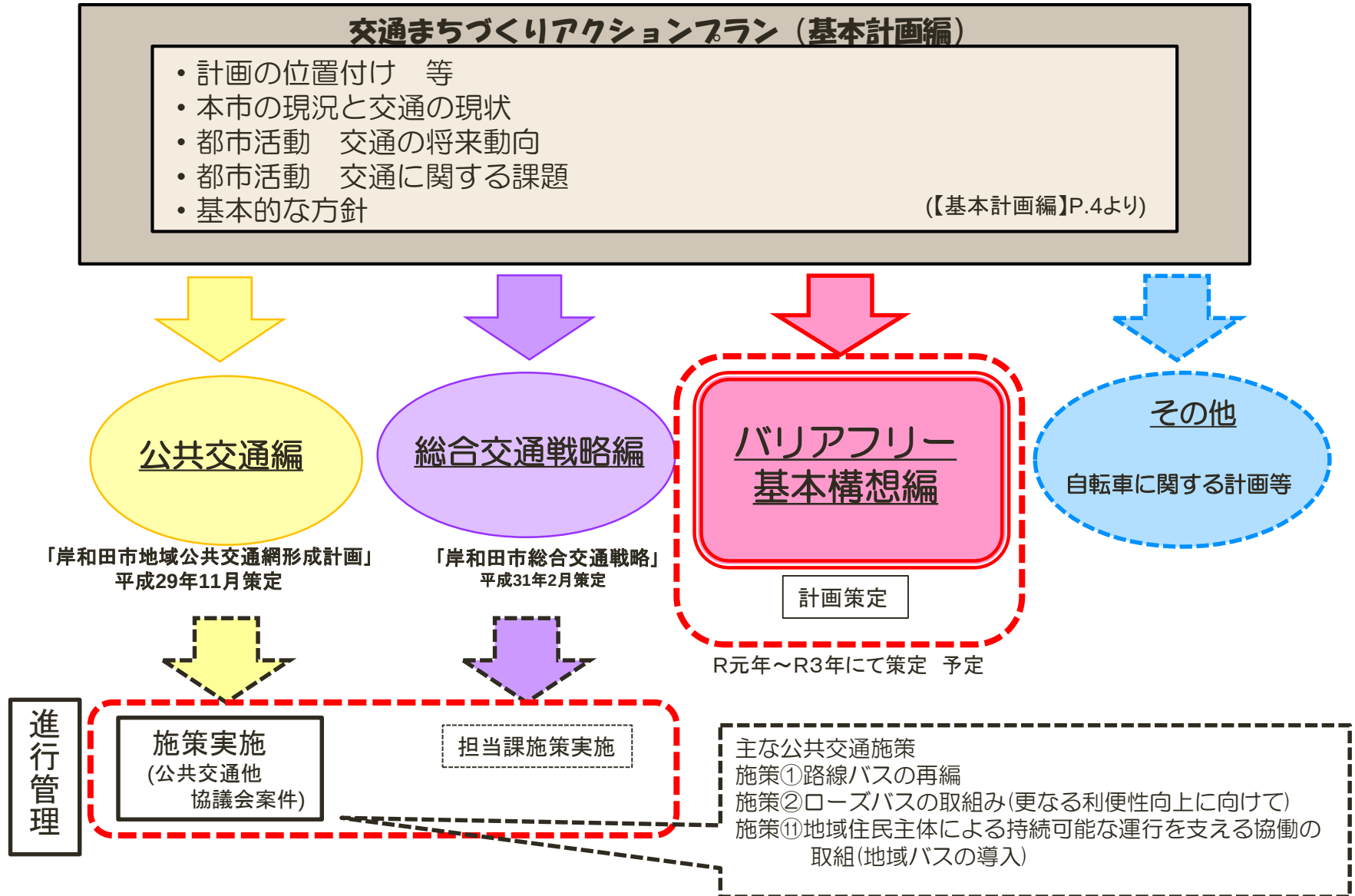
【公共交通編】施策の取組み

- ・路線バスの利便性向上策(H29.4～)
- ・ローズバスの広告パートナー制度を利用した時刻表の作成・配布
- ・ローズバスの改正(H31.2.1実施)

今後の取組みについて

案件(1) 岸和田市交通まちづくりアクションプランについて

(今後の取組みについて)



令和元年度の取組み

令和
元
年
度

第1回協議会(7月2日開催)

- 幹事会報告
- 【公共交通編】について
 - ・ローズバスの改正について(2月1日改正) 報告
 - ・地域バスについての取組みについて
- 【総合交通戦略編】について
 - ・「岸和田市総合交通戦略」の国土交通大臣認定について
- 【バリアフリー基本構想編】策定について



本日の
協議会

第2回協議会(8月頃開催予定)

- 【公共交通編】について
 - ・地域バスについての取組み(試験運行について)
- 【バリアフリー基本構想】策定について
 - ・バリアフリー分科会の発足
- 【公共交通編】【総合交通戦略】の進行管理について
 - ・評価指標の報告

バリアフリー基本構想策定について、バリアフリー法第24条の4及び第26条に規定される協議会を設立し、計画策定についての意見聴取や調整を行う。

平成31年3月1日発行通巻338号 (毎月1回1日発行)



Vision

March 2019 No.338

テレビ岸和田

3

ビジョン

CHANNEL-GUIDE

Vision

2019
3

てんちゃんがゆく！ P.19
～とっても便利♪暮らしに身近なローズバス～

プレゼント
De KANGEN

応募でプレゼントが当たる！ P.5

岸和田市立浪切ホールへ行こう！
浪切 information P.9

テレビ岸和田
お問合せ先

www.tvk.co.jp

受付時間

平日 9:00～18:00
土日祝 9:00～17:00

営業部

お申込み・お問合せ
契約内容の変更・料金について

(072) 436-3636

サポートセンター

操作方法・サービスの不具合・工事について

(072) 436-5700

※上記以外の時間帯は 0120-05-3636 (夜間サポート専用) にて受付

Vision 表紙連動企画

てんちゃんがゆく！

vol. 75

きたくぶ+
きしわだ・ただおか・くると・ぶらり

とっても便利♪
暮らしに身近なローズバス



みなさんは、ローズバスに乗ったことはありますか？
「見かけたことはあるけど、どこを走っているのかわからない」という方も多いのではないのでしょうか？
ローズバスは今年の2月1日からリニューアル！運行ルートの変更や、『バスロケーションシステム』が導入されました！
もっと便利に、もっと使いやすくなったローズバスに乗って出かけよう！



高齢者・障がい者の方々が安心して乗り降りできるように、床の高さが地上から約30センチメートルと低く、乗降口の床面は段差をなくしています。また、車椅子用のスロープもご用意しています。



この標識が目印！

乗り方

料金は先払いです。
前のドアから乗り、運転席横の料金箱にお金を入れます。ICカードをご利用の方は、ICカードリーダーにタッチしてください。

募集 てんちゃんがゆく！

リクエストお待ちしております！
皆まんの見慣れたあの場所・あの風景が表紙になるかも！

・住所 ・氏名 ・年齢 ・日中連絡先
・来てほしい場所

Mail kitakubu@tvk.co.jp

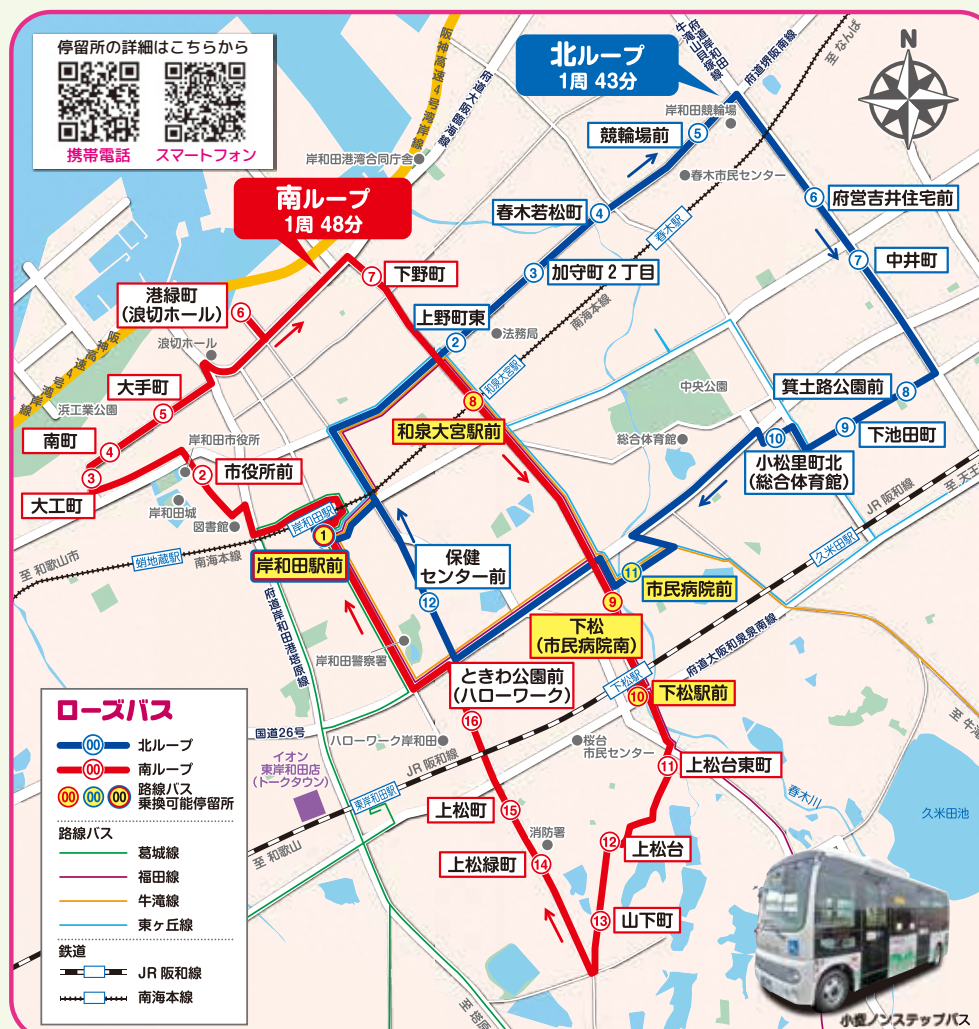
Letter 〒596-0826 岸和田市作才町 1-5-3 テレビ岸和田「きたくぶ+」宛

ローズバス運行ルート

2月1日(金)から運行ルートとダイヤが改正されました！

1周の時間が短くなった！
南ルート 48分
北ルート 43分

運行本数が増えた！
1時間に1本
※12時台を除く



運賃(均一)

大人 170円 子ども 90円

運行日

月曜～金曜
【運休】土曜、日曜、祝日、
9月祭礼の金曜の午後、
年末年始(12/29～1/3)

◆乗継案内◆

岸和田駅前では、乗り継ぎができます。(最終便を除く)
岸和田駅前到着後、バスは車庫に入ります。次便に限り乗継ができますので、降車時に必ず「のりつき券」をお取りください。乗継は同じルート、違うルート間でも可能です。ただし、16時台の便にご乗車の場合は、最終便となりますので乗継はできません。

●大人 170円、子ども 90円、現金・交通系ICカード(PiTaPa、ICOCA等)でお支払いください。●中学生以上は大人運賃、小学生は子ども運賃がかかります。●同伴する幼児(1歳以上6歳未満)については、1人を無料とし、2人目から子ども運賃がかかります。●幼児が1人だけで乗車する場合は、子ども運賃がかかります。●身体障害者手帳・療育手帳を提示の方又は自動福祉法の適用を受ける方は大人90円、子ども50円でご利用いただけます。
<乗継割引>
交通系ICカードでのご利用の際、1回目の精算から2回目の精算までの間が2時間以内であれば、何度でも50円(小児20円)を割引いたします。

バスロケーションシステム

運行状況がリアルタイムでわかる！

①停留所から発車するバスの到着予定時刻がわかる！

停留所に設置のQRコードを読み込むと、その場でバスの到着予定時刻がわかります。先着5便表示され、遅延の状況やバスの現在位置も確認できる！

②登録した停留所のバス接近情報をメールでお知らせ！

あらかじめ登録した停留所のバス接近情報をメールでお知らせ！
家を出る時間の目安になります。お迎えの方にも便利です♪



③アプリでもっと便利に！

スマホをお持ちの方は、アプリの利用でもっと便利に♪

Google Play または App Store で 南海バス | 検索



※イメージ

南ルート 8時～11時・13時～16時 ※12時台の運行はありません

1 岸和田駅前	毎時 5分
2 市役所前	毎時 10分
3 南町	毎時 13分
4 大工町	毎時 14分
5 大手町	毎時 15分
6 港緑町	毎時 20分
7 下野町	毎時 23分
8 和泉大宮駅前	毎時 26分
9 下松(市民病院南)	毎時 30分
10 下松駅前	毎時 33分
11 上松台東町	毎時 35分
12 上松台	毎時 37分
13 山下町	毎時 38分
14 上松緑町	毎時 41分
15 上松町	毎時 42分
16 ときわ公園前	毎時 43分
1 岸和田駅前	毎時 53分

北ルート 8時～11時・13時～16時 ※12時台の運行はありません

1 岸和田駅前	毎時 5分
2 上野町東	毎時 11分
3 加守町2丁目	毎時 12分
4 春木若松町	毎時 14分
5 競輪場前	毎時 16分
6 府営吉井住宅前	毎時 19分
7 中井町	毎時 20分
8 箕土路公園前	毎時 23分
9 下池田町	毎時 24分
10 小松里町北	毎時 28分
11 市民病院前	毎時 33分
12 保健センター前	毎時 38分
1 岸和田駅前	毎時 48分

*交通事情により遅れる場合がございますのでご了承ください。

ローズバスの改正にかかる利用者からのお問い合わせ集計
(平成 30 年 12 月～平成 31 年 3 月末)

今後の参考するため、下記の事も併せて可能な範囲で聴取しました。

・年代・利用頻度・利用目的・改正前の利用区間

1. 件数 . . . 87 件 (12 月=3 件、1 月=41 件、2 月=33 件、3 月=10 件)

2. 年代 . . . 60 代～ : 66 件
30～50 代 : 17 件
不明 : 4 件

3. 利用頻度 . . . 週 1 回 : 24 件
不定期 : 17 件
月 1・2 回 : 15 件
週 2 回～ : 8 件
年 3 回 : 1 件
不明 : 22 件

～参考～

ローズバス改正に向けた周知

○12 月 17 日、市ホームページに掲載

○広報きしわだ 1 月号に掲載

○1 月 16 日、新パンフレット配布開始

○1 月 20 日、既存バス停留所へ案内貼付

○テレビ岸和田番組ガイド誌「ビジョン
3 月号」に掲載

4. 利用目的 . . . 通院 : 35 件
買物 : 19 件
その他 : 33 件 ※趣味教室、同好会、知人宅へ訪問、不明等

5. 利用が多い停留所 ⇒主な行先※複数回答有 ※以下 () 内は件数。

① 府宮吉井住宅前 (11) ⇒市民病院前(3)・港緑町(2)・市役所前(2)・春木若松町(2)・
南町・競輪場前・山下町

② 大工町 (6) ⇒岸和田駅前(3)・港緑町・競輪場前・市民病院前・ときわ公園前

③ 中井町 (6) ⇒市役所前(2)・港緑町(2)・市民病院前(2)・下松駅前

④ 下野町 (5) ⇒岸和田駅前・競輪場前・市民病院前・不明(2)

⑤ 加守町 2 丁目 (5) ⇒港緑町(2)・南町・競輪場前・市民病院前

⑥ 競輪場前 (5) ⇒市役所前(2)・岸和田駅前・港緑町・市民病院前

※北ループの停留所 ⇒港緑町(10)・市民病院前(7)・市役所前(7)

※南ループの停留所 ⇒市民病院前(18)・岸和田駅前(7)・競輪場前(5)

※岸和田駅前と市民病院前からの利用数は除外しています。

6. 行先停留所

- ① 市民病院前 (27)
- ② 港緑町 (15)
- ③ 競輪場前 (10)
- ④ 市役所前 (9)
- ⑤ 岸和田駅前 (8)

7. お問い合わせ内容 ※複数回答有

- ① 片まわりで不便になった。・・・25 件
 - ・行きは良いが帰りに時間がかかる。
 - ・本数は少なくても良いので両まわりが良い。
- ② ルートが不便になった。・・・25 件
 - ・北ループから市役所・港緑町に行くのが不便。
 - ・通勤に利用していたが、ルートが変わって通えなくなった。
- ③ 運賃値上げについて。・・・20 件
 - ・容認 13 件、不満 7 件。
- ④ 改正概要を教えて。・・・19 件
- ⑤ 岸和田駅前での乗換について。・・・16 件
 - ・乗り降りが大変。
 - ・冷暖房完備の待合所を設けて欲しい。
- ⑥ ルート要望。・・・12 件
 - ・市民病院前・下松駅で両ループ間の乗換が出来れば便利になる。
 - ・南ループは市民病院前を経由して欲しい。
 - ・ルートを元に戻して欲しい。皆言っている。
- ⑦ 廃止停留所利用者からの意見。・・・12 件
 - ・大北町 (4)、本町 (3)、桜台市民センター (2)、総合体育館前 (2)、星和上松台 (1)
 - ・近くの停留所が廃止され不便になった。
 - ・利用者が少ない停留所が廃止されるのは仕方がない。
- ⑧ 改正の経緯、周知について。・・・11 件
 - ・なぜ、改正されたの。
 - ・改正を知らなかった。周知が不十分では。
- ⑨ その他のお問い合わせ・・・5 件
 - ・割引制度を教えて。
 - ・土曜日が無くなって残念。
 - ・パターンダイヤはわかりやすい。
 - ・改正で便利になりそう。

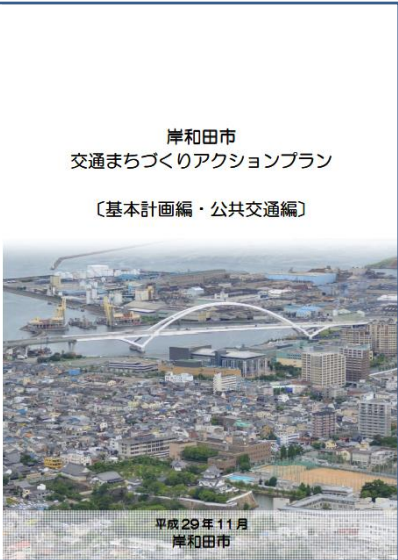
地域のニーズに応える地域公共交通の導入の背景について(案)

高度経済成長期から現在に至るまで、自動車交通が中心のまちづくりが進められてきました。しかし、これから進む少子高齢化や将来の人口の減少という社会情勢を見据えたとき、これから必要とされる公共交通サービスを考えた場合、鉄道・バス・タクシー等公共交通サービスの充実も必要です。しかし、現在においては、それらのサービスはそれぞれ事業者に任されています。例えば、バス交通を例にとると、バス利用者も伸び悩んでおり、事業者も経営が苦しい状態であり、路線や便数も減少傾向が続いています。バス事業者は運行効率やコスト削減の改善を図りながらバス路線の維持に努めていますが、事業者だけの努力では限界もあり、将来的に必要となったときに、利用者の要望に応えられる体制が整えられているかどうかわかりません。

一方で、現在においても、路線バスがない地域、鉄道駅やバス停まで距離がある地域等などにおいても、公共交通の充実を図る手段がなかったため、要望に応える制度もなかったのが実情です。

そこで、本市では、交通まちづくりアクションプラン【基本計画編】【公共交通編】を策定し、現在ある交通についての考え方を整理し、施策の一つとして、地域主体で運営する地域のニーズにあった公共交通の導入についても取り組んでいくことになりました。

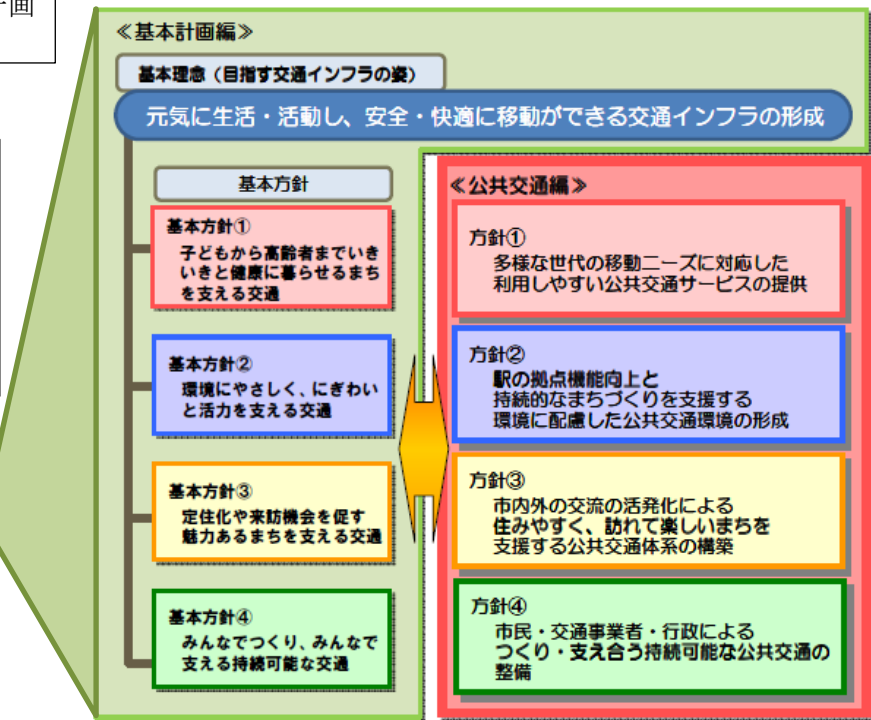
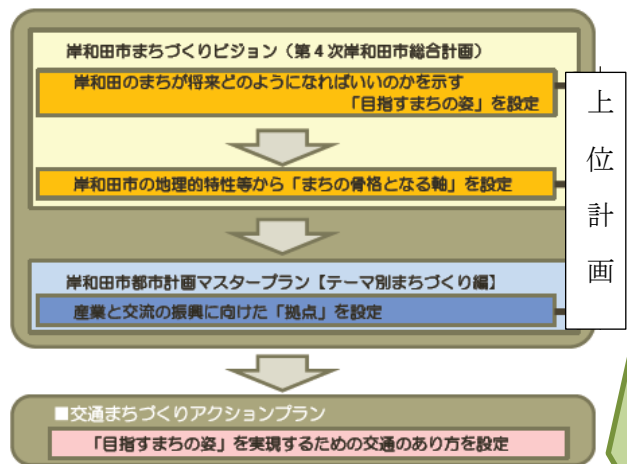
～「岸和田市交通まちづくりアクションプラン」の策定(H29.11)～



「岸和田市交通まちづくりアクションプラン 平成 29 年 11 月策定」

【基本計画編】

【概要】上位計画の「まちづくりビジョン(第4次岸和田市総合計画)」や「都市計画マスタープラン」で設定されているまちづくりの将来像を実現するための交通面における課題整理や基本理念・方向性を整理した交通に関する基本計画です。



交通まちづくりアクションプラン

近年における人口減少や少子高齢化の進展、環境問題への対応や厳しい財政状況など、交通施策を取巻く社会経済情勢が大きく変化している中、これまでの交通施策は、増加する自動車交通に対応した道路整備等の交通インフラ整備、公共交通サービスの充実を中心に進められてきました。一方、まちづくり政策は、市街地開発事業や土地利用規制等を通じて進められてきました。

そのような状況において、交通施策とまちづくりを個別に進めるのではなく、一体的に進めるとともに、まちづくりを推進していく視点から、交通政策を考えるために「岸和田市交通まちづくりアクションプラン」を定めました。

本アクションプランにより、上位計画に沿った目指すまちの姿を実現させるため、交通面からの施策推進をすすめてまいります。

「基本計画編」と、「公共交通編」から構成されている。

なお、策定にあたっては法定協議会である<岸和田市地域公共交通協議会>で内容の同意を得ている。

岸和田市地域公共交通協議会とは・・・主に市民委員・事業者・学識経験者・行政で構成されており、交通計画に関する検討・連絡調整を行う。法定協議会(法令は下記参照)であり、協議会で決まったことは「協議結果の尊重義務」がある。(法令：道路運送法、地域公共交通活性化再生法・都市・地域総合戦略要綱等)

【公共交通編】

【概要】本市では、現状で個々に提供されている交通サービスを整理するとともに、将来動向を見据え、顕在化する課題を明確にした上で、その改善に資する施策展開が必要となっており、目指すまちの姿を実現させるための交通面からの施策を整理し、具体的な取り組みを示している



図 2-9 地域公共交通網の将来像

資料 5-1

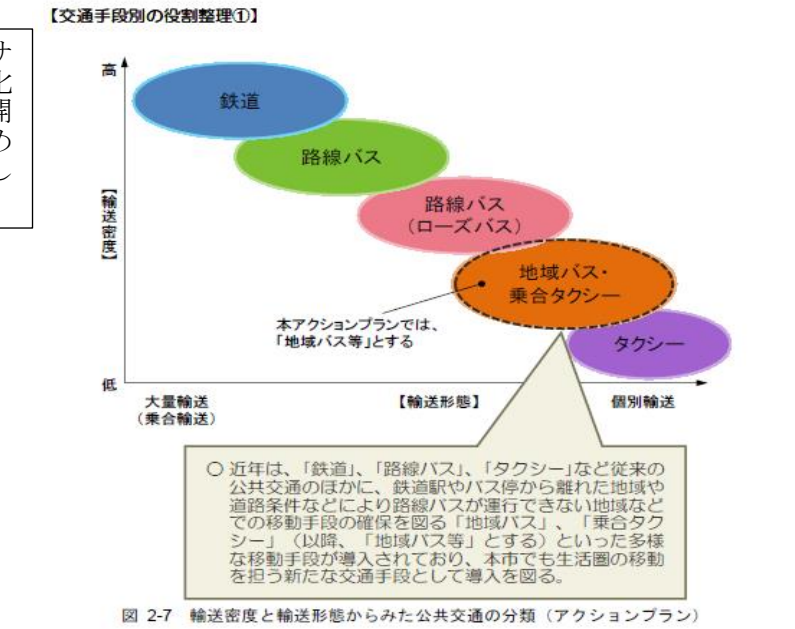


図 2-7 輸送密度と輸送形態からみた公共交通の分類 (アクションプラン)

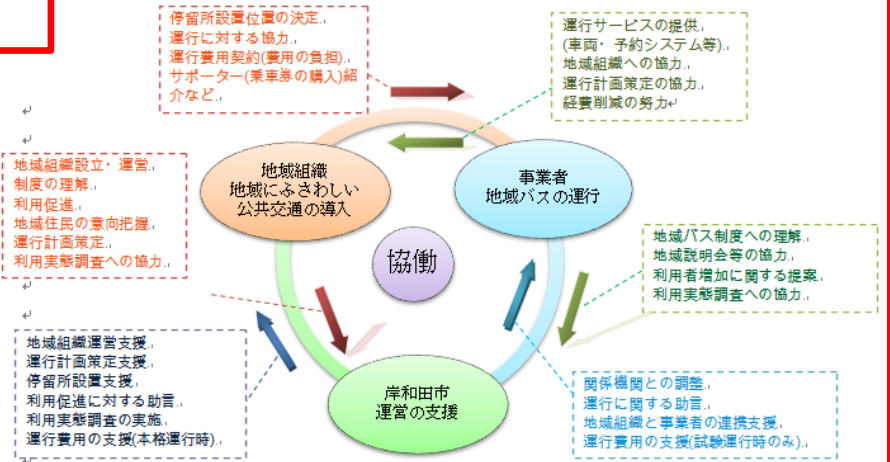
活動と移動の階層構造による分類	広域圏			近隣圏	生活圏
	方針① 多様な世代の移動ニーズに対応した利用しやすい公共交通サービスの提供			方針② 駅の拠点機能向上と持続的なまちづくりを支援する環境に配慮した公共交通環境の形成	方針③ 市内外の交流の活発化による住みやすく、訪れて楽しいまちを支援する公共交通体系の構築
	方針④ 市民・交通事業者・行政によるづくり・支え合う持続可能な公共交通の整備			施策① 路線バスの再編	施策② ローズバス*のダイヤ改正・利便性向上
	施策③ バス等の乗り継ぎ利便性等を高める交通系 IC カード*の普及促進			施策④ 交通結節点*の整備	施策⑤ 公共交通情報の充実
	施策⑥ JR阪和線東岸和田駅付近高架化事業の推進			施策⑦ 鉄道路線間の連携	施策⑧ 都市計画道路泉州山手線等の道路整備の推進
	施策⑨ 高速バスの利便性向上			施策⑩ 来訪者にとっても利用しやすい公共交通情報の充実	施策⑪ 地域住民主体による持続可能な運行を支える協働の取組み

施策⑪ 地域住民主体による持続可能な運行を支える協働の取組み

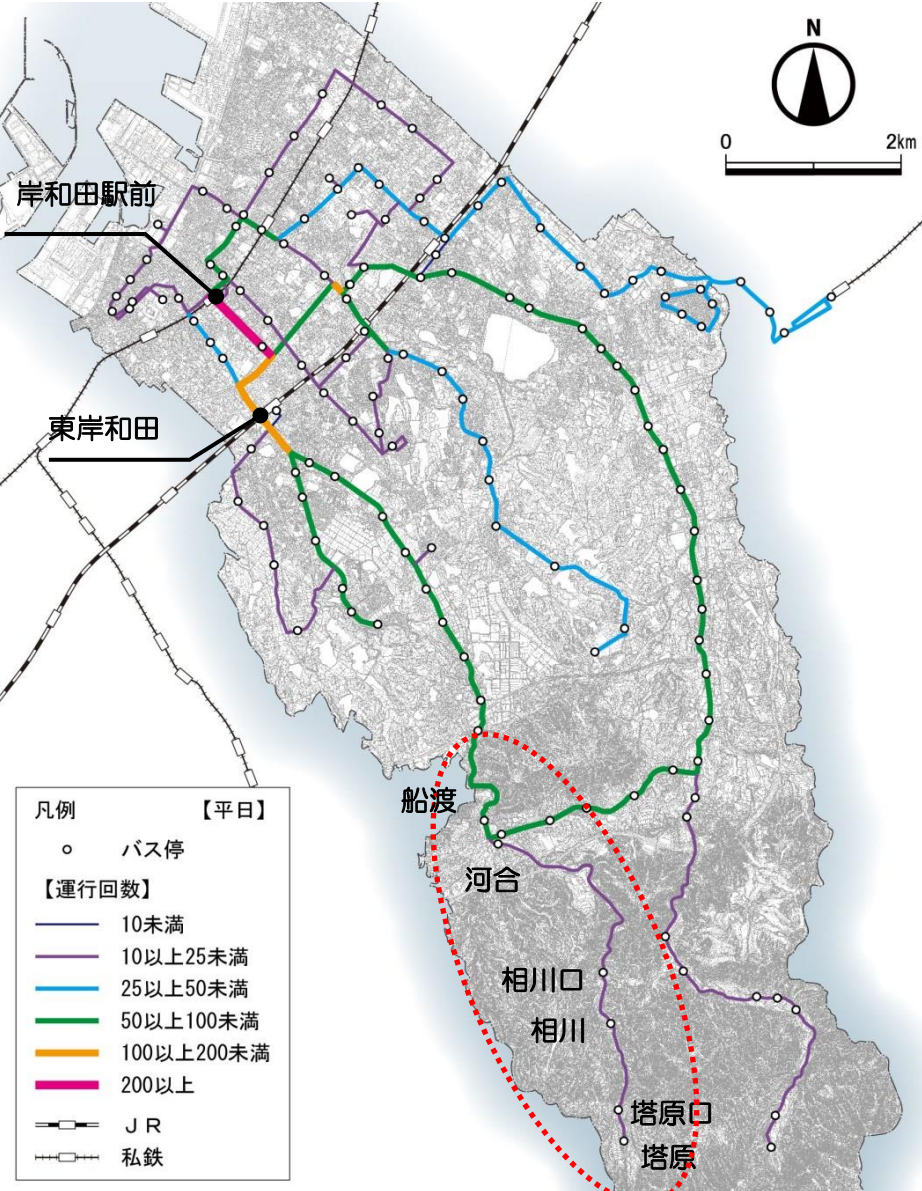


鉄道駅やバス停から距離がある地域において、地域主体となって地域のニーズに合った新たな交通サービスの導入をする。

地域バスは、定時定路線で予約制の運行を基本とする。地域・事業者・行政の三者が協働で取組み、地域のニーズに応じた新たな公共交通として期待される。



1. 路線バスの状況



○塔原・相川地区のバス運行本数について

平日	塔原→岸和田駅	: 6本	岸和田駅→塔原	: 6本
	塔原→河合	: 1本	河合→塔原	: 1本
休日	塔原→岸和田駅	: 5本	岸和田駅→塔原	: 5本
	塔原→河合	: 1本	河合→塔原	: 0本

参考: 塔原～岸和田駅間 所要時間 : 約 44 分
河合～岸和田駅間 " : 約 33 分

【参考】岸和田駅前方面 時刻表〔塔原バス停〕

行先	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
河合																				
岸和田駅前			54											1						
平日																				
岸和田駅前															2	2	2	2		
土 古 城																				

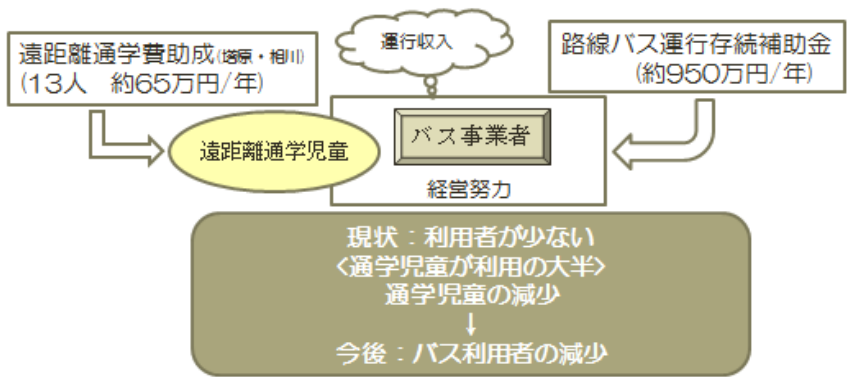
【参考】塔原方面 時刻表〔岸和田駅前バス停〕

行先	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
白原車庫			50	30	0	0	0	0	0	0	0	0	30	30	30	30	30	30		
東 岸 和 田																				
平日																				
塔 原			53			0	0	0	0	0	0	0								

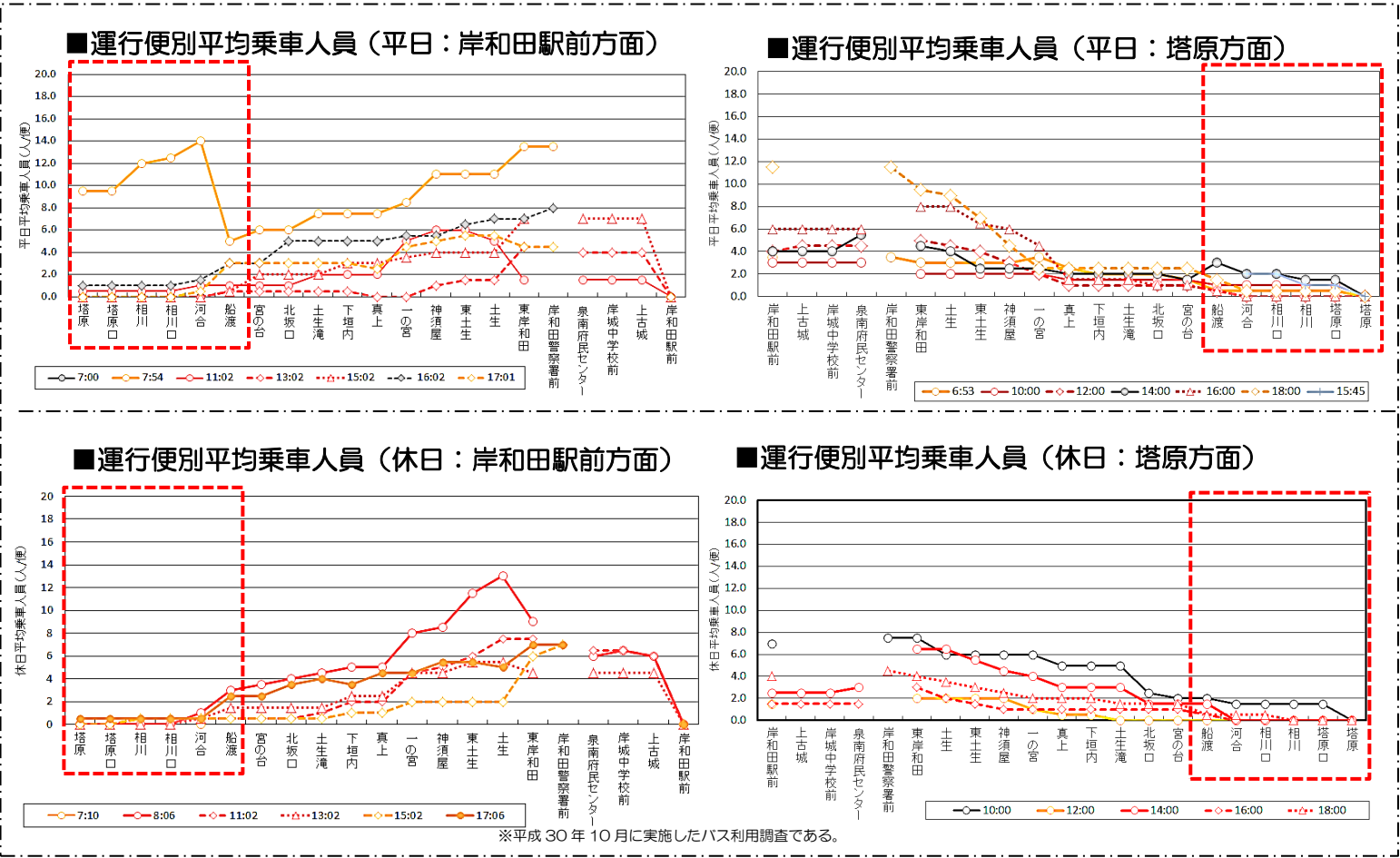
(出典: 南海ウイングバス南部(株) H30.4.13 改正)

2. 路線バスの運営

- 塔原～河合間については、市の運行補助路線である
- 通学児童については、遠距離通学費助成がある
- 利用者が少なく、運行収入が確保できない状況である



3. 路線バスの利用状況



【平日: 岸和田駅行き】
○塔原 7:54 発は 10～14 人は通学児童とみられる
○その他の便は、平均 1.0 人/便以下と他の区間と比較し、低い利用になっている。

【平日: 塔原行き】
○14:00 発は船渡で 3 名乗車となっている
○その他は 1.0 人以下と利用が少ない。

【休日: 岸和田駅行き】
○すべての運行便で平均 1.0 人/便以下となっており、利用が少なくなっている。船渡から数名乗車されている。

【休日: 塔原行き】
○10:00 発の便では、相川口まで平均 1.5 人の乗客であった。
○他の便は、平均 1.0 人/便以下で利用が少ない。

4. 路線バスを取り巻く現状

路線バスの維持が困難(近い将来)

路線バスが廃止になることも...

...その前に、対策を考える必要がある

路線バス維持

スクールバス化

地域のバス
(地域バス・デマンド型タクシー)

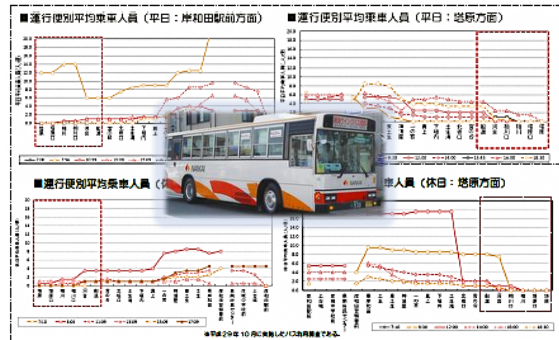
子どもたちの安全な通学手段を確保しましょう

地域で交通手段の問題に取り組みましょう

☆岸和田市交通まちづくりアクションプラン(H29.11)の策定により、地域が主体となり、事業者・市と協働で運行する地域バスやデマンド式タクシーの導入も可能になりました☆

(※通学手段の確保については、別途考慮します)

現状 利用者少、市補助金運営、事業者赤字拡大・・・



現在ある路線バスの撤退や減便といった事態を避けるために、公共交通の維持・確保への取組が必要

近い将来、地域の公共交通手段の確保ができない・・・

減便 廃止

- ・運行事業者の赤字拡大・・・
- ・市の補助金の増額は困難・・・
→減便・路線廃止につながる

→減便・路線廃止につながる

○塔原・相川地区のバス運行本数について

平日	塔原→岸和田駅	: 6 本	岸和田駅→塔原	: 6 本
	塔原→河合	: 1 本	河合→塔原	: 1 本
休日	塔原→岸和田駅	: 5 本	岸和田駅→塔原	: 5 本
	塔原→河合	: 1 本	河合→塔原	: 0 本

将来の 減便・廃止へ繋がる

地域の将来にわたり持続する公共交通について、地域・行政・(事業者)で取組む

①今取り組むべきこと
(たくさんのご利用に向けて利用促進)

「路線バス」 (現路線の存続)

将来も路線バスの存続！

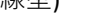
- ・利用者の増加が必要
- ・地域で必要な公共交通として地域で認識が必要
- ・利用促進策に取り組む必要
- ・大量輸送に対応



②今取り組むべきこと
(路線バスからの地域バスへの転換)

「地域バス」(路線バス転換(相川塔原地区)型)

地域バス(路線バス転換型)の試験運行(土・日・祝)

- ・路線バスと同じ路線(定路線型)
 - ・時刻表を設定(定時型)
 - ・予約時のみ運行
 - ・乗り換えバス停(船渡)で路線バスと連携
 - ・料金は路線バスより高く、タクシーより安い
 - ・比較的少ない需要に対応(セダン型タクシー車両)
- 



③今取り組むべきこと
(住民主体の地域バス)

「地域バス」(地域主体)

地域バス(地域運営型)の取り組み

(行政・事業者 協)

働) 地域で考え地域で運営する地域バス
(地域で運営組織を設置し、市・事業者との協働事業)

- ・ 路線・便数・時刻表・料金等話し合い設定する
- ・ 予約時のみ運行
- ・ バス停や鉄道駅に接続(路線バスと競合する路線は不可)
- ・ 運行基準に満たない場合は存続できない(廃止)
- ・ 地域の需要に対応 (まずはセダン型タクシー車両から)

- 施策① 地域住民主体による持続可能な運行を支える協働の取組み**
- 鉄道駅やバス停から距離がある地域において、地域主体となつて地域のニーズに合った新たな交通サービスの導入をする。
地域バスは、一定の路線で予約制の運行を基本とし、地域・事業者・行政の三者が協働で取組み、地域ニーズに応じた新たな公共交通として期待される。

- ・地域組織の設立
- ・試験運行に向けた準備・実施

- ・試験運行に向けた準備・実施

NO
中止（廃止）

本格運行
に移行

利用者増に向けた取組み

NO

減便・廃止

OK

路線バスの存続

試験運行の実施（行政・事業者）

NO

路線バスに戻す

① に戻る

OK

本格運行に向けた取組み

NO

OK

本格運行
に移行

相川・塔原地区 地域バス試験運行について(案)

〔事業目的〕

岸和田市交通まちづくりアクションプランの「地域公共交通網の将来像」(P73)より、将来検討必要区間となっている路線のうち、運行補助路線(利用人数が少ない地域)について、地域・事業者・行政が一体とり、将来にわたって持続可能な公共交通(地域バス)の導入を図る。

なお、通学の手段の確保については別途考慮する。

〔対象路線〕

路線バス葛城線のうち 船渡バス停～塔原バス停間(5.6km、バス停留所6箇所(船渡含む))

〔路線の対象町会〕

塔原町、相川町

〔期間〕

令和元年度の期間を限定して実施(土・日・祝のみ)

〔運行〕

タクシー事業者へ委託

〔運行方法〕

運行形式：定時定路線のデマンド(予約)型タクシー

運行日：土・日・祝 (平日は従来どおり路線バスが運行)

- ・既存の路線バスからの転換※であり、意見交換会において、全ての便を変更するのではなく、「まずは土・日・祝など日を限定して実施し、実際に路線バスに代わる公共交通として利用していかけるか検証したほうが良い」という方向性を受け、試験運行については、「土・日・祝」にて試験運行を行う計画。
- ・既存の路線バス運行区域かつ過去に分校を統合した経緯もあり、まずは市主導で進める(地元意見)。
- ・運行ダイヤについては、事業者と協議を進める。参考：別紙(案)。
- ・料金については、別途協議。(路線バスより高くタクシーより安い設定とする。)

※路線バスからの転換地域については、ゼロからスタートする地域バスとは形態が異なる

〔試験運行後の見通し〕

- ・本格運行へ移行(地域主体で意思決定)・・・平日へ拡大
(但し朝7:54の塔原発については通学での利用人数が多いため路線バスでの運行等通学手段の確保については、生活交通としての地域バス導入と併せて、別途考慮する)
- ・本格運行へ移行できない(地域主体で意思決定)・・・路線バスとして運行継続はするが、将来の減便や廃止となる恐れ。

〔取組み〕

- ・地域住民・・・地域を取り巻く交通状況の認識、試験運行(地域バス)の実際のご利用、ご意見
- ・南海ウイングバス南部㈱・・・ダイヤ改正等、タクシー事業者との協力(事業計画変更等)
- ・タクシー岸和田会・・・運行計画、南海ウイングバス南部㈱との協力(事業の認可等)、
市の地元説明会協力
- ・岸和田市・・・住民・事業者調整、運輸支局調整、地域公共交通協議会、赤字欠損補助

【地域バス（デマンドタクシー）の概要】（一例）

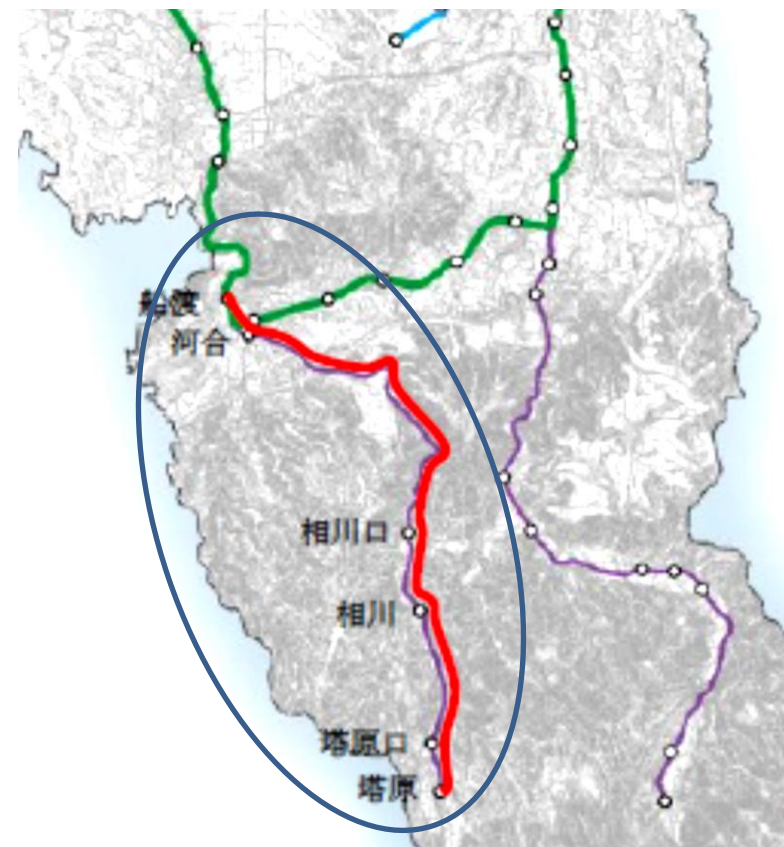
背景：路線バスの退出時における代替交通として

- ・運行形態：デマンドタクシー
- ・区間（塔原バス停⇔船渡バス停） 5.6 km （右図参照）
- ・運行日：土日祝 ～R2.3.31 まで
- ・車 両：タクシー車両（セダン型）
- ・時刻表

	日	月	火	水	木	金	土
路線バス（南海WBN株）	×	○	○	○	○	○	×
地域バス（試験運行）	○	×	×	×	×	×	○

下り時刻表（案）										
	停留所	区間距離	区間所要	1	2	3	4～10	11	12	13
路線バス	岸和田駅前	—	—	6:53	7:50	9:00	毎時0分	16:00	17:00	18:00
	船渡	7.7k	26	7:13	8:10	9:26	毎時26分	16:26	17:20	18:20
乗換										
地域バス	船渡			7:13	8:10	9:30	毎時30分	16:30	17:30	18:30
	河合	0.3k	1	7:14	8:11	9:31	毎時31分	16:31	17:31	18:31
	相川口	2.9k	4	7:18	8:15	9:35	毎時35分	16:35	17:35	18:35
	相川	1k	2	7:20	8:17	9:37	毎時37分	16:37	17:37	18:37
	塔原口	1k	1	7:21	8:18	9:38	毎時38分	16:38	17:38	18:38
	塔原	0.4k	1	7:22	8:19	9:39	毎時39分	16:39	17:39	18:39

上り時刻表（案）										
	停留所	区間距離	区間所要	1	2	3	4～11	12	13	14
地域バス	塔原	—	—	7:23	7:50	8:57	毎時57分	16:57	17:57	18:57
	塔原口	0.4k	1	7:24	7:51	8:58	毎時58分	16:58	17:58	18:58
	相川	1k	1	7:25	7:52	8:59	毎時59分	16:59	17:59	18:59
	相川口	1k	2	7:27	7:54	9:01	毎時01分	17:01	18:01	19:01
	河合	2.9k	3	7:30	7:57	9:04	毎時04分	17:04	18:04	19:04
	船渡	0.3k	1	7:31	7:58	9:05	毎時05分	17:05	18:05	19:05
乗換										
路線バス	船渡	—	—	7:34	8:02	9:10	毎時10分	17:09	18:09	19:09
	岸和田駅前	7.7k	30	8:02	8:39	9:42	毎時42又50分	17:45	18:36	19:36



運行条件等

- ・決められた時刻までに予約受付
- ・予約時のみの運行
- ・停留所でのみ乗降 ※乗車時のみ定時
- ・利用者から料金を徴収 ※均一
- ・バスの延着時には一定の範囲内で時間調整

バリアフリー基本構想の策定(見直し)について



～策定から 10 年以上が経過～

見直しの必要性

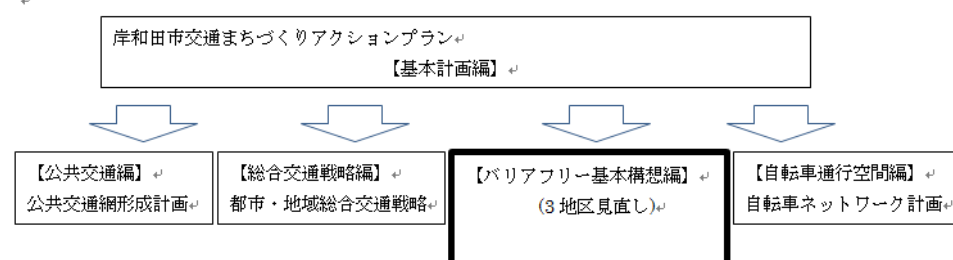
○新法の施行

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」
(バリアフリー法) (平成 18 年 12 月施行)

- 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進
(旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物)
 - 公共交通特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業
- 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進
- 心のバリアフリーの推進

○公共施設等の統廃合や新たな生活関連施設、道路建設などにおけるまちの現状に対応した修正

○岸和田市交通まちづくりアクションプランにおいての位置付け (バリアフリー基本構想編の策定)



R1～R3 年度：3 地区の基本構想の見直し

[令和元年度 業務内容]

- 庁内調整(協力) → 関係各課
- 「岸和田市地域公共交通協議会」
→ バリアフリー分科会の立ち上げ
(規約の変更・協議会での承認)
(高齢者・障害者団体・地元へ協力依頼等)
- 現況調査(把握)
→ 重点整備地区の範囲及び経路を見直すための現地調査及び移設調査を実施 (JR 東岸和田駅周辺地区)
- 重点整備地区の見直し
→ 現基本構想に記載された整備事業メニューの進捗状況や取り巻く施設の状況をふまえ、見直し方針を検討
- 施設調査
→ 生活関連施設の抽出及び各施設のバリアフリー状況について調査を行う
- 「JR 東岸和田駅周辺地区」(前半)

ワークショップの開催
→ 市民・当事者参加
→ 課題の抽出
→ 意見交換

[令和 2 年度 業務内容]

- 庁内調整(協力) → 関係各課
- 基本構想策定のための関係各課協議
→ 特定事業計画作成 (2 地区)
→ 民間建築物所有者(管理者)との合意形成 (2 地区)
- バリアフリー分科会の開催
- 「JR 東岸和田駅周辺地区」(後半)
→ 第 2 回目 ワークショップの開催
→ 前年度の現地調査、重点地区の見直し、施設調査やバリアフリー化の進捗状況を勘案し、また、ワークショップの課題抽出を元に、基本構想を策定する
- 「南海本線春木駅・JR 阪和線久米田駅周辺地区」
→ ワークショップの開催 (2 回)
→ 現地調査、重点地区の見直し、施設調査やバリアフリー化の進捗状況を勘案し、また、ワークショップの課題抽出を元に、基本構想を策定する

[令和 3 年度 業務内容]

- 庁内調整(協力) → 関係各課
- 基本構想策定のための関係各課協議
→ 特定事業計画作成 (1 地区)
→ 民間建築物所有者(管理者)との合意形成 (1 地区)
- バリアフリー分科会の開催
- 「南海本線岸和田駅周辺地区」
→ ワークショップの開催 (2 回)
→ 現地調査、重点地区の見直し、施設調査やバリアフリー化の進捗状況を勘案し、また、ワークショップの課題抽出を踏まえて、基本構想を策定する
- 「岸和田市バリアフリー基本構想」としてのとりまとめ

(事業費) 策定には 「社会資本整備総合交付金(バリアフリー環境整備促進事業)」 を活用

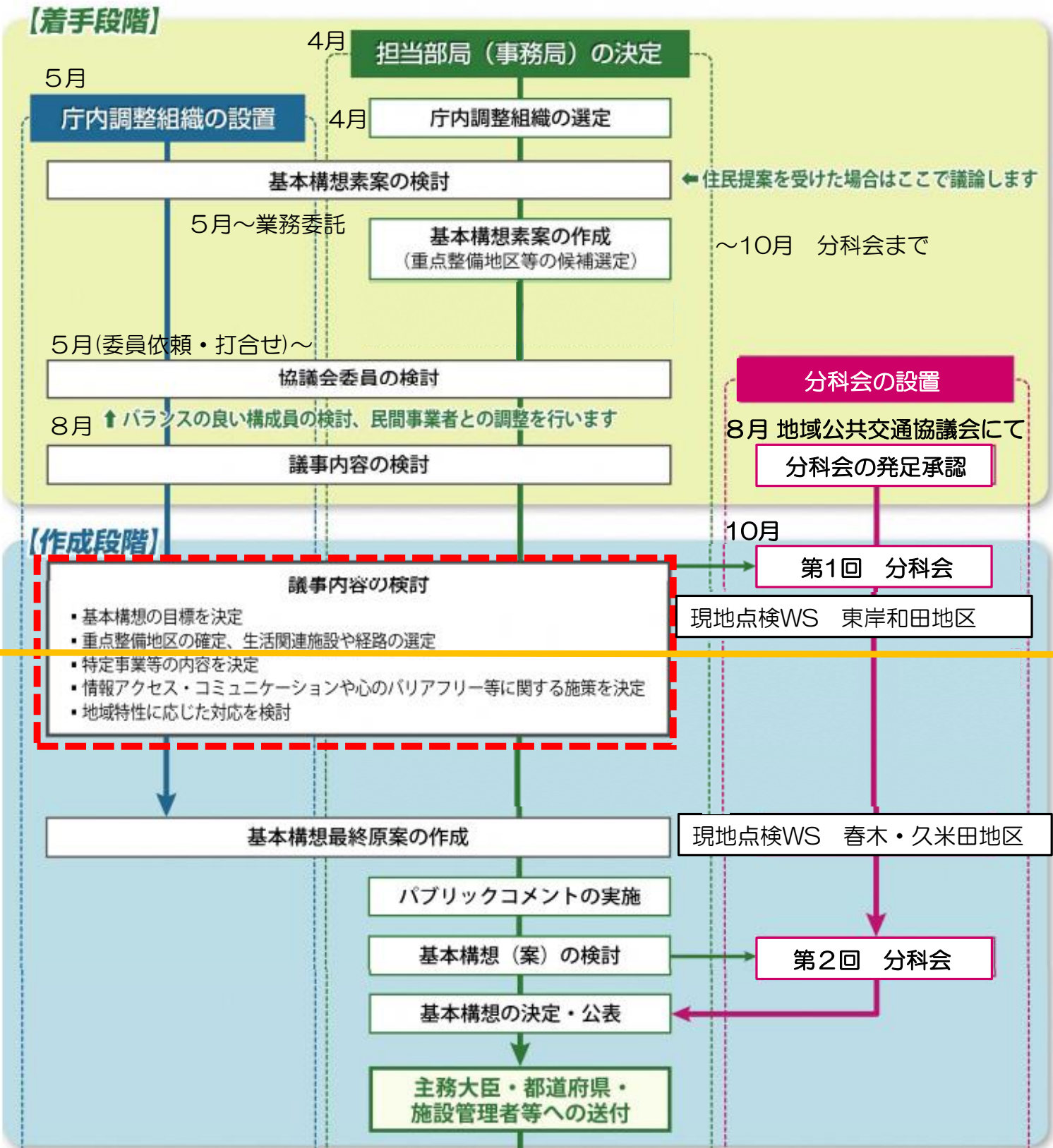
策定後 支援例

基本構想見直しによる交付金・補助制度…主な活用可能な支援制度の例

- 交通安全対策特別交付金(特交金)
→ 歩道設置等
- 地域の公共交通ネットワークの再構築
→ バリアフリー化設備等整備事業：鉄道駅やバスターミナル、待合・乗継設備整備(段差解消、転落防止設備、誘導ブロック等)
- 社会資本整備総合交付金/防災・安全交付金(バリアフリー環境整備促進事業)
→ 道路事業、住環境整備事業、都市公園・緑地事業、地域住宅計画に基づく事業
- 公共施設・住宅建築物等(補助事業)
→ 既存建築物省エネ化推進事業他

R1
(H31)

R2



岸和田市地域公共交通協議会

バリアフリー基本構想分科会

- ・学識経験者
- ・関係者：高齢者・障害者団体等
- ・市民団体：各団体等
- ・交通事業者：鉄道、バス、タクシー
- ・交通管理者：警察
- ・道路管理者：国、府、市
- ・施設管理者：公園、住宅
- ・行政：国(整備局、運輸局) 府(福祉のまちづくり推進G) 市(庁内連絡会)
- ・関係者：—

・大阪府福まちGへオブザーバーとして参加依頼

「バリアフリー法第24条及び第26条に規定される協議会」

(市)

- ・【基本計画編】見直し (関連数値の修正) (バリフリ関連データの整理)
- ・【バリアフリー基本構想編】重点区域の見直し バリアフリー化の現状把握 生活関連施設の把握・整理 生活関連経路の設定 WS(現地点検)開催 実施施策の整理

参考文献

移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

平成 31 年 3 月

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課

基本構想を作成している自治体

- 旧交通バリアフリー法に基づく基本構想を作成した自治体 → バリアフリー法に対応した基本構想への見直しに際して
- バリアフリー法に準拠して基本構想を作成した自治体 → 計画期間中の内容等の見直し、事業実施後のスパイラルアップに際して
- 別の重点整備地区での新たな基本構想作成に際して

岸和田市地域公共交通協議会 バリアフリー基本構想分科会について(案)

[資料 6-3]

バリアフリー基本構想策定分科会 分科会員選考方法

岸和田市地域公共交通協議会 組織体系

第 5 条の区分		職名	協議会	幹事会	バリアフリー基本 構想分科会 対象委員
第 1 号	岸和田市長又はその指名する者	岸和田市副市長	○	○	—
		まちづくり推進部長	○	○	○
		魅力創造部長	○		○
		福祉部長	○		○
第 2 号	公共交通事業者又はその指名する者及びその組織する団体	南海電気鉄道(株)の選出者	○		○
		西日本旅客鉄道(株)の選出者	○		○
		南海ウイングバス南部(株)の選出者	○	○	○
		(一財)大阪バス協会の選出者	○		—
		タクシー岸和田会の選出者	○	○	—
第 3 号	公共交通事業者の運転手が組織する団体又はその指名する者	南海ウイングバス南部(株)労働組合の選出者	○		—
第 4 号	道路管理者又はその指名する者	大阪国道事務所 南大阪維持出張所 所長	○		○
		大阪府岸和田土木事務所 管理課長	○		○
		岸和田市 建設部長	○		○
第 5 号	公安委員会の長又はその指名する者	大阪府岸和田警察署 交通課長	○		○
第 6 号	住民又は旅客	岸和田市町会連合会の選出者	○		○
		岸和田市女性会議の選出者	○		—
		岸和田市老人クラブ連合会の選出者	○		○
		岸和田市身体障害者福祉会の選出者	○		○
		岸和田市が選定する公募市民	○		—
		岸和田市が選定する公募市民	○		—
第 7 号	学識経験者その他交通協議会が必要と認める者	大阪市立大学 名誉教授	○		○
		和歌山工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授	○		○
第 8 号	大阪運輸支局長又はその指名する者	大阪運輸支局 首席運輸企画 専門官（輸送）	○	○	—
		大阪運輸支局 首席運輸企画 専門官（総務企画）	○	○	○
第 9 号	関係行政機関の職員	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長	○	○	○
		大阪府都市整備部 交通道路室 道路整備課 参事（計画担当）	○	○	○
第 10 号	その他岸和田市長が必要と認める者	岸和田市医師会の選出者	○		—
		岸和田市商工会議所の選出者	○		—
		岸和田市観光振興協会 の選出者	○		—
計			29	8	

オブザーバー 大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課 (福祉のまちづくり)



	職名	バリアフリー基本構想策定分科会対象協議会委員	(担当部署)	分科会員の推薦	分科会員(仮称)
第 1 号	まちづくり推進部長	○	(市街地整備課)	→	市街地整備課長(事務局)(仮) 都市計画課課長(仮) 建設指導課長(仮) 住宅政策課長(仮)
	魅力創造部長	○	(観光課)	→	観光課長(仮)
	福祉部長	○	(福祉政策課)	→	(福祉政策課長(事務局)(仮) 障害者支援課長(事務局)(仮)
第 2 号	南海電気鉄道(株)の選出者	○	(市街地整備課)	→	
	西日本旅客鉄道(株)の選出者	○		→	
	南海ウイングバス南部(株)の選出者	○		→	
第 4 号	大阪国道事務所 南大阪維持出張所 所長	○	(市街地整備課)	→	
	大阪府岸和田土木事務所 管理課長	○		→	
	岸和田市 建設部長	○		→	建設管理課長(仮) 高架事業・道路整備課長(仮) 水とみどり課長(仮)
第 5 号	大阪府岸和田警察署 交通課長	○	(市街地整備課)	→	
第 6 号 (報 償) ※	岸和田市町会連合会の選出者	○	(自治振興課)	→	
	岸和田市老人クラブ連合会の選出者	○	(福祉政策課)	→	
	岸和田市身体障害者福祉会の選出者	○	(障害者支援課)	→	
	岸和田市視覚障害者協会の選出者	○		→	
第 7 号 (報 償) ※	岸和田市聴覚障害者福祉会の選出者	○	(市街地整備課)	→	
	大阪市立大学 名誉教授	○		→	
	和歌山工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授	○		→	
第 8 号	大阪運輸支局 首席運輸企画専門官 (輸送)	○	(市街地整備課)	→	
	大阪運輸支局 首席運輸企画専門官 (総務企画)	○		→	
第 9 号	国土交通省近畿地方整備局 建政部 都市整備課長	○	(市街地整備課)	→	
	大阪府都市整備部 交通道路室 道路整備課 参事 (計画担当)	○		→	
				オブザーバー	大阪府住宅まちづくり部 建築指導室建築企画課 福祉のまちづくり推進 G

※注意：報償費対象の委員については、報償費を支払うため分科会員の代理は認められない(その他分科会員は出席可能)。(その他)
・基本的に分科会の開催は、分科会員が出席するものとする。

6-2 基本構想に明示すべき事項

基本構想に明示すべき事項については、バリアフリー法（第 25 条）において以下のとおり規定されています。

- 1. 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針
- 2. 重点整備地区の位置・区域
- 3. 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- 4. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
- 5. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
- 6. ① 4. と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項
 - ② 自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備
 - ③ その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
 - ④ 基本構想の評価（スパイラルアップに向けた継続した取組）



■ 記載の留意事項

1. 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針

① 基本構想の位置づけ

都市計画法による都市計画区域マスタープランや、市町村マスタープラン等との整合を図るとともに、地方自治法に規定する基本構想によるまちづくりの基本理念、将来都市像、各種施策との整合に留意して記載します。

② 構想期間

基本構想の計画期間を記載します。

③ 基本構想を作成する背景・理由

当該重点整備地区の現状や課題を踏まえ、なぜ基本構想を作成するのか、その背景や理由を記載します。

④ 重点整備地区の特性

市町村における地区の位置づけ、交通の状況または産業・業務等の集積状況からみた拠点性等、重点整備地区が有する特性を記載します。

⑤ 地区特性を踏まえた移動等円滑化の基本的な考え方、事業の目標年次

どのような方針で整備していくのか（整備方針）、いつまでに整備するのか（目標年次）を記載します。



なお、重点整備地区を複数設定する場合、③～⑤については、地区の特性を踏まえ、それぞれの地区ごとに記載することが必要です。

6-5 特定事業の実施

特定事業は、基本構想における生活関連施設、生活関連経路、特定車両のバリアフリー化を具体化するためのもので、基本構想制度における要といえるものです。基本構想で特定事業を定めた場合、その特定事業を実施する者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

Point

⇒ 特定事業は、基準適合義務が課されていない既存の施設等についてバリアフリー化を進めることが出来ます。

■ 特定事業の内容

バリアフリー法において、特定事業の内容は以下のように定められています。

● 公共交通特定事業 公共交通事業者等

⇒ 特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更

※ なお、旅客施設を含まない重点整備地区の場合は、当該市町村内の特定旅客施設を結ぶ特定車両と、当該特定旅客施設のバリアフリー化の事業も対象となります。

● 道路特定事業 道路管理者

⇒ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置

⇒ バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）

● 路外駐車場特定事業 路外駐車場管理者等

⇒ 特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備

● 都市公園特定事業 公園管理者等

⇒ 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備

● 建築物特定事業 建築主等

⇒ 特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備

⇒ 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備

● 交通安全特定事業 公安委員会等

⇒ バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等）

⇒ バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等）



● 実施する特定事業の種類を記載

⇒ 実施する特定事業について、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業の別を記載します。

● 特定事業の実施者を記載

⇒ 特定事業を実施する者を記載します。

● 特定事業を実施する対象施設等を記載

⇒ 特定事業を実施する対象となる特定旅客施設、特定車両、道路、特定路外駐車場、都市公園、特定建築物を記載します。

● 特定事業の実施予定期間を記載

⇒ 事業の着手予定時期、完了予定期間を記載します。なお、当面事業実施の見込みがない場合でも、事業の具体化に向けた検討の方向性等について記載します。

【資料6-4】

③ その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

● ソフト施策

⇒ 心のバリアフリーの推進

市民がバリアフリー化の重要性や高齢者・障害者等に対する理解を深めるための取組（心のバリアフリー）について記載することが考えられます

⇒ 情報提供

市民参加の観点から、基本構想の作成から各種事業の実施段階までの情報提供の方策を記載するとともに、広く一般にバリアフリー化の状況を周知する方策等を記載することが考えられます

⇒ マナーの向上

放置自転車対策や安全な歩行空間を阻害する行為等への対策、マナーの向上のための取組について記載することが考えられます

● 地域特性に応じた施策

基本構想の作成にあたっては、地域特性に配慮することが必要であり、その特性を反映した内容にすることが重要です。

6-6 移動等円滑化のためのその他の事業

「その他の事業」は生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化事業のうち、特定事業に該当しないものを記載します。

バリアフリー法の基本方針では、該当するものの例として以下を挙げています。

- 特定旅客施設以外の旅客施設
- 生活関連経路を構成する駅前広場
- 通路等（河川施設、港湾施設、下水道施設等が生活関連経路を構成する場合にあっては、これらの施設を含む）
- サインによる情報提供の充実

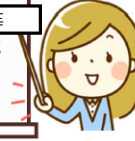


6-7 市街地開発事業に関する移動等円滑化、駐車施設の整備に関する事項

重点整備地区内での実施が予定されている区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地開発事業では、その区域において整備される施設や経路の移動等円滑化が求められます。特に、区域内に生活関連施設や生活関連経路を位置づける場合には、基本構想に即した整備を進める必要があります。

違法駐車・駐輪防止等

また、違法駐輪や違法駐車を防止することを目的とした駐車・駐輪施設の整備は、道路の移動等円滑化を進める上で有効であることから、その内容について基本構想に示すことが望まれます。



6-10 情報アクセス・コミュニケーション

障害者の福祉関連等

視覚障害者、聴覚・言語障害者、発達障害者等に対しては、必要な情報を得ることができるようにするための工夫が必要です。音声案内や電光掲示板での情報提供だけでなく、複合的な取組が必要になってきます。

一方、知的障害者や外国人等に対しては、誤認識が起りにくく分かりやすい絵文字（ピクトグラム）を使用する等の工夫が必要になります。



6-11 心のバリアフリー

高齢者、障害者の福祉関連等

高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活が出来るようにするためには、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要です。

基本構想では、「心のバリアフリー」の実施主体、取組内容、実施時期を可能な限り具体的に記載することが重要です。



岸和田市地域公共交通協議会 分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の分科会に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 分科会は、規約第4条各号に掲げる事項について、専門的な協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

2 分科会を構成する委員は（以下、「分科会員」という。）は、交通協議会の会長が指名する。

(分科会長)

第4条 分科会に、分科会長を置く。

2 分科会長は、交通協議会の会長が指名する。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、分科会員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。

4 分科会の会議の議決方法は、出席した分科会員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等、会長がやむを得ないと認めるときは、会長及び出席分科会員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。

5 分科会の会議の公開については、規約を準用するものとする。

6 分科会の会議の案件について、分科会長が軽微な事案と判断したものについては、各分科会員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。

7 分科会は、必要があると認めるときは、分科会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

(協議結果の報告)

第6条 分科会長は、分科会の協議結果について、交通協議会に報告するものとする。

(傍聴)

第7条 傍聴については、岸和田市地域公共交通協議会会議傍聴規程を準用するものとする。

(報償及び費用弁償)

第8条 分科会員の報償及び費用弁償については、岸和田市地域公共交通協議会報償及び費用弁償規程を準用するものとする。

(庶務)

第9条 分科会の会議の庶務は、交通協議会事務局が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月2日から施行する。

別表（第3条関係）

分科会名	協議事項
地域公共交通分科会	■地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく協議会に関する事 ■道路運送法施行規則第9条の2に基づく地域公共交通会議に関する事 ■地域公共交通確保維持改善事業に関する事 ■その他会長が必要と認める事項
総合交通戦略分科会	■都市・地域総合交通戦略の策定に関する意見聴取 ■その他会長が必要と認める事項

対照表

岸和田市地域公共交通協議会 分科会規程

修正前	修正後														
岸和田市地域公共交通協議会 分科会規程	岸和田市地域公共交通協議会 分科会規程														
(趣旨)	(趣旨)														
第1条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の分科会に関し必要な事項を定める。	第1条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の分科会に関し必要な事項を定める。														
(中 略)	(中 略)														
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）														
<table><tr><th>分科会名</th><th>協議事項</th></tr><tr><td>地域公共交通分科会</td><td>■地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく協議会に関すること ■道路運送法施行規則第9条の2に基づく地域公共交通会議に関すること ■地域公共交通確保維持改善事業に関すること ■その他会長が必要と認める事項</td></tr><tr><td>総合交通戦略分科会</td><td>■都市・地域総合交通戦略の策定に関する意見聴取 ■その他会長が必要と認める事項</td></tr></table>	分科会名	協議事項	地域公共交通分科会	■地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく協議会に関すること ■道路運送法施行規則第9条の2に基づく地域公共交通会議に関すること ■地域公共交通確保維持改善事業に関すること ■その他会長が必要と認める事項	総合交通戦略分科会	■都市・地域総合交通戦略の策定に関する意見聴取 ■その他会長が必要と認める事項	<table><tr><th>分科会名</th><th>協議事項</th></tr><tr><td>地域公共交通分科会</td><td>■地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく協議会に関すること ■道路運送法施行規則第9条の2に基づく地域公共交通会議に関すること ■地域公共交通確保維持改善事業に関すること ■その他会長が必要と認める事項</td></tr><tr><td>総合交通戦略分科会</td><td>■都市・地域総合交通戦略の策定に関する意見聴取 ■その他会長が必要と認める事項</td></tr><tr><td><u>バリアフリー基本構想</u> 分科会</td><td>■<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の4第1項に基づく協議会に関すること</u> ■その他会長が必要と認める事項</td></tr></table>	分科会名	協議事項	地域公共交通分科会	■地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく協議会に関すること ■道路運送法施行規則第9条の2に基づく地域公共交通会議に関すること ■地域公共交通確保維持改善事業に関すること ■その他会長が必要と認める事項	総合交通戦略分科会	■都市・地域総合交通戦略の策定に関する意見聴取 ■その他会長が必要と認める事項	<u>バリアフリー基本構想</u> 分科会	■ <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の4第1項に基づく協議会に関すること</u> ■その他会長が必要と認める事項
分科会名	協議事項														
地域公共交通分科会	■地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく協議会に関すること ■道路運送法施行規則第9条の2に基づく地域公共交通会議に関すること ■地域公共交通確保維持改善事業に関すること ■その他会長が必要と認める事項														
総合交通戦略分科会	■都市・地域総合交通戦略の策定に関する意見聴取 ■その他会長が必要と認める事項														
分科会名	協議事項														
地域公共交通分科会	■地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく協議会に関すること ■道路運送法施行規則第9条の2に基づく地域公共交通会議に関すること ■地域公共交通確保維持改善事業に関すること ■その他会長が必要と認める事項														
総合交通戦略分科会	■都市・地域総合交通戦略の策定に関する意見聴取 ■その他会長が必要と認める事項														
<u>バリアフリー基本構想</u> 分科会	■ <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の4第1項に基づく協議会に関すること</u> ■その他会長が必要と認める事項														

会 議 録

名 称	平成 30 年度第 2 回岸和田市地域公共交通協議会									
開催日時 及び場所	平成 30 年 11 月 5 日（月）午後 2 時 30 分～午後 3 時 30 分 岸和田市立産業会館 集会室									
出席者 委員 29 名 うち 出席 24 名 代理 6 名	土佐	津村	大西	大井	阪部	多和	中野	梅澤	秋元	山崎
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	酒井	辻	澁谷	大仲	吉野	安藤	西田	寺田	北口	水内
	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○
	日野	伊勢	稲沢	後藤	横山	日田	別所	小川	土井	
	○	×	○	○	○	○	○	×	×	
事務局（まちづくり推進部市街地整備課） 実森課長、秦担当主幹、森下担当長、本田主査、新谷										
傍 聴 者	0 名									
＜＜概要＞＞ ■議事 ① 岸和田市交通まちづくりアクションプランについて ② 岸和田市交通まちづくりアクションプラン【公共交通編】 H29 年度事業報告・評価指標について ③ 岸和田市交通まちづくりアクションプラン【公共交通編】 「施策② ローズバスの改正」について ④ 岸和田市交通まちづくりアクションプラン【総合交通戦略編】の策定について										
＜＜内容＞＞ ■岸和田市地域公共交通協議会の会議録について （会長） 会長より本日の会議録署名人として寺田委員を指名 ■内容										
① 岸和田市交通まちづくりアクションプランについて （事務局） 資料 1 を用いて説明 （意見等なし）										
② 岸和田市交通まちづくりアクションプラン【公共交通編】 H29 年度事業報告・評価指標について （事務局） 資料 2 を用いて説明 （会長） 観光入込客数について、一般的な観光客数に近い詳細な資料（2-2）を提示させていただいた。今後も経年変化を見ていきたい。										
③ 岸和田市交通まちづくりアクションプラン【公共交通編】 「施策② ローズバスの改正」について （事務局） 資料 3 を用いて説明 （会長） 前回の協議会で（案）を示させていただいた。 関係機関との協議が調いましたので、今回の協議会で合意をいただきたいとの内容でした。 ～委員からの意見～ （委員） 岸和田駅前の降車場では前降りである。車いす利用者が降車するためには、後ろの降り口から降車できる必要がある。現状は、フェンスの切込みが 1 箇所しかないの、後ろの降り										

(事務局)	口に合わせて、フェンスの切込みが必要。また、車いすに対応した降車場もあるが、駐車が 多くあり、運用が難しいので、改良が必要。
(副会長)	今回の改正については、運行者との協議を元に作成している。委員ご指摘の箇所については 再度、運行者に確認する。
(事務局)	今回の改定については、収支率 40%を目指すとのことだった、広報をされる際には、収支 率の目標も周知していただきたい。他所の例では、地域で収支改善に取り組んでおり、掲示 板等に「目標まで〇人」等を掲げている。今回の改正では料金改定があり、目標が定まって いないと、悪い点のみがグロースアップされる恐れがある。
(副会長)	平成 12 年の運行開始以来の改正である。広報する際は、ご指摘のあった利用促進も可能な 範囲でしていきたい。
(会長)	現在の収支率が 2 割しかない現状。存続の危機であるので、皆で乗って収支率 4 割を目指 そうと周知していただきたい。利便性向上による乗車数増だけでは、立ち行かない現状があ るので、料金改定の必要がある等と説明すればよい。
(委員)	市民の皆様の中には市の財政状況を勘案している方もいるが、勘案せずに、安い方が良い、 本数が多い方がいいと考えている方もいるので、広く理解を得るためにも副会長の指摘に沿 って広報活動に取り組んでほしい。
(委員)	公共交通網形成計画を作成し、PDCA サイクルを用い、目標に向かって進めていただいて いますが、計画の内容と共に目標の進捗状況も広報することが必要。その中で、目標達成の ために、ローズバスの利用促進の訴求を行う。計画を作成しただけではなく、知っていただ くことも重要。
(事務局)	前回協議会の資料の中で、「バス停留所のネーミングライツを継続検討する」とあるが、進 捗状況はどのようになっているか。
(会長)	ご指摘の件は次のステップと考えており、まずは、ローズバスの改定について取組を進めたい と考えております。
(会長)	他に意見が無ければ、ローズバスの改正については合意としてよろしいでしょうか。
(会長)	異議等ないようですので、ローズバスの改正については合意といたします。2 月の改正に向 けて手続きを進めていただきたい。
④ 岸和田市交通まちづくりアクションプラン【総合交通戦略編】の策定について	
(事務局)	資料 4 を用いて説明
～委員からの質問～	
(副会長)	関連事項になるが、泉州で観光プロジェクトがある。鉄道事業者にお聞きしますが、関西空 港を利用する観光客に、泉州の観光地をどのように情報提供されているか。
(委員)	弊社のインバウンド事業部が取り組んでいる。知る限りでは、大阪市内への誘導施策のみな ので、今後は地元の自治体との連携をとり泉州への誘導施策も必要と考える。
(委員)	インバウンド対策としては、鉄道事業者が駅で配布している冊子に岸和田ブランド、観光地 の情報を掲載している。インターネットを用いた情報発信を行っている。
(副会長)	観光の誘導のためには、鉄道事業者との連携が一番効果的と思われる。泉州の観光地へ行く ための企画乗車券（鉄道とバスの乗車券がセット）等を検討いただけないだろうか。鉄道事 業者と連携することによって、当該計画の実行によりはすみがつくものと思われる。
(会長)	他に意見が無ければ終えたいと思います。
⑤ その他	
(事務局)	今後の作業は、本日、合意を頂きましたローズバスの改正について必要な手続きを進めて参 りたいと考えております。 次回の協議会ですが、本年度の協議会は本日の第 2 回目で予定は終了ですが、他の施策等の 取組みも進めて行く中で、開催が必要となることも考えられます。その場合は、日程を決定 した段階で、皆様へご連絡をしたいと考えておりますので、その際は、宜しくお願い致しま す。
(会長)	今回の協議会を振り返りまして、意見があるようでしたらお願いします。
(委員)	観光入込客数 300 万人はおかしいと常々から申し上げて来たが、今までは一切修正されな かった。本日初めて、詳細な数が資料（2-2）として出されたことはいいことだ。加えて、

(会長)	観光客の属性（どこから来たのか）の分析をお願いしたい。様々な施策に用いることができると思われる。 この資料で不足していることは、岸和田城とだんじり会館の数がほぼ同じということは、同じ人が利用していると想定され、重複カウントされている。今後はさらに精度の高いデータにしていきたい。 委員ご指摘のとおりだと思います、精度の高いデータによって、ターゲットを絞った対策、外国人を呼びこむ等の戦略がでてくると思う。このことは担当部局に伝えます。
(会長)	以上をもって、第 2 回岸和田市地域公共交通協議会を閉会とする。
岸和田市地域公共交通協議会会議運営規程第 5 条の規定により 平成 30 年度 第 2 回岸和田市地域公共交通協議会の会議録をここに署名する。 議 長 署 名 印 会議録署名人 署 名 印	

都市・地域総合交通戦略策定状況(H31.3現在)

策定済み(101地区)

大臣認定(70地区)

策定中(6地区)

中国

- ・倉敷市
- ・岡山市
- ・福山市
- ・広島市
- ・岩国市
- ・東広島市
- ・下関市

九州

- ・北九州市
- ・熊本都市圏
- ・宮崎都市圏
- ・鹿児島市
- ・福岡市
- ・大分都市圏

沖縄

- ・那覇市
- ・沖縄本島
- ・中南部都市圏
- ・宜野湾市
- ・浦添市
- ・沖縄市
- ・与那原町

近畿

- ・近江八幡市
- ・明石市
- ・福井市
- ・京都市
- ・姫路市
- ・箕面市
- ・長岡京市
- ・草津市
- ・茨木市
- ・神戸市
- ・高槻市
- ・伊丹市
- ・西宮市
- ・川西町
- ・彦根市
- ・芦屋市
- ・枚方市
- ・岸和田市
- ・和歌山市
- ・堺市
- ・奈良市
- ・東大阪市

北陸

- ・新潟市
- ・富山市
- ・高岡市
- ・金沢市
- ・長岡市

北海道

- ・札幌市

東北

- ・秋田市
- ・青森市
- ・盛岡市
- ・横手市
- ・仙台市
- ・郡山市
- ・石巻市
- ・富谷市

関東

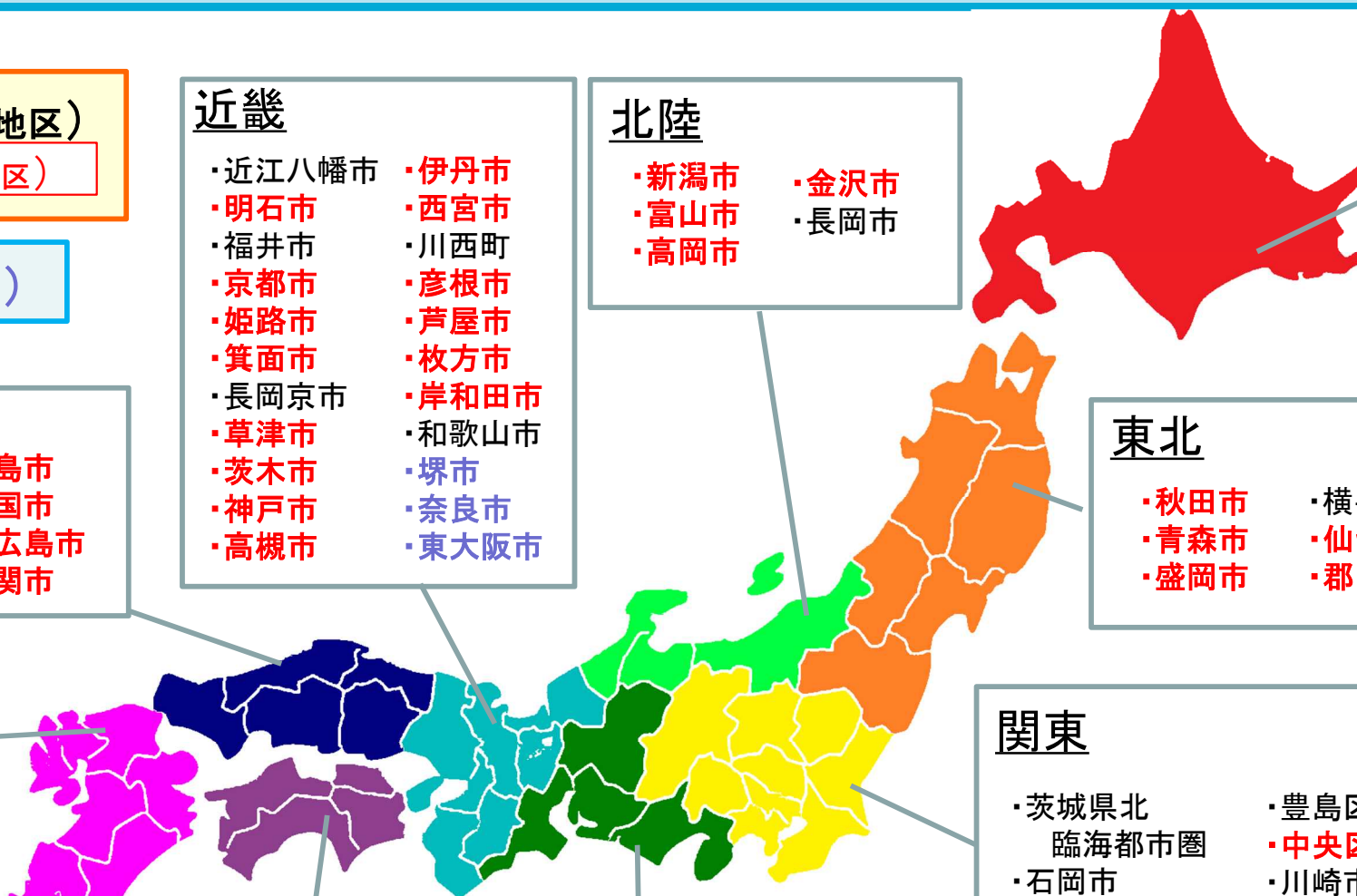
- ・茨城県北臨海都市圏
- ・石岡市
- ・千葉市
- ・立川市
- ・宇都宮市
- ・柏市
- ・町田市
- ・日立市
- ・高崎市
- ・さいたま市
- ・新宿区
- ・豊島区
- ・中央区
- ・川崎市
- ・大和市
- ・神奈川県西部都市圏
- ・藤沢市
- ・水戸市
- ・小山市
- ・藤沢市・鎌倉市
- ・松本市
- ・上田市
- ・芳賀町
- ・川越市
- ・中野区
- ・港区
- ・杉並区
- ・府中市
- ・群馬県
- ・渋谷区

中部

- ・豊田市
- ・岐阜市
- ・多治見市
- ・富士市
- ・安城市
- ・瀬戸市
- ・幸田町
- ・静岡市
- ・浜松市
- ・岡崎市
- ・四日市市
- ・刈谷市
- ・桑名市
- ・名古屋市
- ・東海市
- ・豊橋市
- ・湖西市
- ・名張市
- ・蟹江町

四国

- ・新居浜市
- ・高松市
- ・松山市



都市・地域総合交通戦略策定状況

	地区数	地区名	H31. 3現在
策定済み	101	<H19年度策定: 8地区> <u>新潟市</u>、<u>富山市</u>★、<u>高岡市</u>★、<u>金沢市</u>★、<u>豊田市</u>★、<u>近江八幡市</u>、<u>明石市</u>★、<u>倉敷市</u> <H20年度策定: 11地区> <u>秋田市</u>★、<u>茨城県北臨海都市圏</u>、<u>石岡市</u>、<u>千葉市</u>、<u>立川市</u>★、<u>岐阜市</u>★、<u>福井市</u>、<u>新居浜市</u>、<u>北九州市</u>★、<u>熊本都市圏</u>★、<u>宮崎都市圏</u> <H21年度策定: 18地区> <u>青森市</u>、<u>盛岡市</u>、<u>横手市</u>、<u>宇都宮市</u>★、<u>柏市</u>、<u>町田市</u>、<u>上田市</u>、<u>多治見市</u>★、<u>富士市</u>、<u>安城市</u>、<u>瀬戸市</u>、<u>幸田町</u>、<u>京都市</u>★、<u>姫路市</u>★、<u>岡山市</u>★、<u>福山市</u>、<u>鹿児島市</u>★、<u>那覇市</u> <H22年度策定: 13地区> <u>仙台市</u>、<u>日立市</u>、<u>高崎市</u>、<u>さいたま市</u>★、<u>新宿区</u>、<u>静岡市</u>、<u>浜松市</u>、<u>岡崎市</u>、<u>広島市</u>、<u>岩国市</u>、<u>高松市</u>、<u>松山市</u>、<u>沖縄本島中南部都市圏</u> <H23年度策定: 6地区> <u>札幌市</u>、<u>郡山市</u>、<u>豊島区</u>、<u>四日市市</u>、<u>箕面市</u>、<u>宜野湾市</u> <H24年度策定: 6地区> <u>中央区</u>、<u>川崎市</u>★、<u>大和市</u>★、<u>刈谷市</u>、<u>長岡京市</u>、<u>浦添市</u> <H25年度策定: 4地区> <u>湖西市</u>、<u>草津市</u>、<u>茨木市</u>、<u>神戸市</u> <H26年度策定: 6地区> <u>神奈川県西部都市圏</u>、<u>藤沢市</u>、<u>名古屋市</u>、<u>東海市</u>、<u>東広島市</u>、<u>福岡市</u> <H27年度策定: 10地区> <u>石巻市</u>、<u>水戸市</u>、<u>小山市</u>、<u>藤沢市・鎌倉市</u>、<u>松本市</u>、<u>豊橋市</u>、<u>高槻市</u>、<u>伊丹市</u>、<u>大分都市圏</u>、<u>沖縄市</u> <H28年度策定: 6地区> <u>芳賀町</u>、<u>川越市</u>、<u>長岡市</u>、<u>名張市</u>、<u>西宮市</u>、<u>川西町</u> <H29年度策定: 7地区> <u>中野区</u>、<u>港区</u>、<u>桑名市</u>、<u>彦根市</u>、<u>芦屋市</u>、<u>与那原町</u>、<u>下関市</u> <H30年度策定: 6地区> <u>杉並区</u>、<u>群馬県</u>、<u>府中市</u>、<u>枚方市</u>、<u>岸和田市</u>、<u>和歌山市</u>	
策定中	6	<u>富谷市</u> 、 <u>渋谷区</u> 、 <u>蟹江町</u> 、 <u>堺市</u> 、 <u>奈良市</u> 、 <u>東大阪市</u>	
計	107		

下線: 認定された戦略 ★: 更新を行った戦略